

通所事業所の取り組みについて

「口腔栄養スクリーニング加算について」

医療法人 樹愛会

通所リハビリテーション湧泉荘 上野・新福

改定前

改定後

栄養スクリーニング加算 5 単位 → 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)20単位

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

口腔・栄養スクリーニング加算の算定要件

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（I）：20単位

- 1 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の**口腔の健康状態**について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合あつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する**介護支援専門員に提供**していること。
- 2 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の**栄養状態**について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者の低栄養状態の場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する**介護支援専門員に提供**していること。

3 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

4 算定日が属する月が次のいずれにも該当しないこと。

(1) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(2) 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスを終了した日の属する月であること。

□ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）：5単位

- ① (1) イ ①及び③に掲げる基準に適合すること。
- (2) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。
- (3) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

2

(1) イ ②及び③に掲げる基準に適合すること。

(2) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(3) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

	I	II
単位	20単位 ※6か月に1回を限度	5単位 ※6か月に1回を限度
要件	口腔・栄養 <u>どちらも</u> スクリーニング	口腔・栄養 <u>どちらか</u> 一方スクリーニング
併用算定	不可	可 栄養アセスメント加算 口腔機能向上加算 ※栄養アセスメント加算と口腔機能向上加算を算定 の場合は、スクリーニング加算は算定不可

スクリーニング項目

<口腔スクリーニング>

- a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者
- b 入れ歯を使っている者
- c むせやすい者

<栄養スクリーニング>

- a B M I が18.5未満である者
- b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストのNo 11の項目が「1」に該当する者
- c 血清アルブミン値が3.5 g / d l 以下である者
- d 食事摂取量が不良（75%以下）である者

加算の評価・取り組みについて

- ・昼食や口腔ケアは、常勤STや看護師を中心に介入しスクリーニングを行う。
- ・半年に1回、介護職員、看護師にてスクリーニング評価用紙（別紙様式6）を用いた評価及び御本人への聴取を実施。
- ・スクリーニング結果に基づいてカンファレンスを実施し、事業所内の関係職種にて情報共有。

（歯科医師受診の提案、口腔機能向上加算算定への移行評価、

STへ嚥下機能の評価の依頼、OTへ食事姿勢や自助具の評価の依頼）

・問題点、課題点等あれば御本人、御家族への報告を迅速に行い対策を提案する。

(STによる食事形態の提案や必要に応じて栄養ドリンク・栄養ゼリーの提案及び提供、

看護師によるブラッシング方法の指導等を行う)

・担当ケアマネジャーに対しては、毎月モニタリングにて食事摂取の状況、BMI、体重変動等を報告。(体重は折れ線グラフ化し、見やすく情報提供する)

口腔・栄養スクリーニング評価実施のメリット

- ・利用者様の口腔・栄養状態の定期的な把握、客観的な分析により、
課題や問題点の早期発見、対応が可能となる。
- ・利用者様本人及び職域を超えた各職員、事業所全体としての口腔・栄養に関する
意識の向上、共有が可能となる。（オーラルフレイル対策の重要性認知）